

定 款

サ ン セ イ 株 式 会 社

2023年 3 月 2 日改正

サンセイ株式会社 定 款

第1章 総 則

第1条（商 号）

当会社は、サンセイ株式会社と称し、英文では、SANSEI CO.,LTD. と表示する。

第2条（目 的）

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. ゴンドラ及びコンベヤー、其の他一般荷役機械の設計、製作、販売、施工、据付、保守、修理。
2. 輸送機並びに昇降機の設計、製作、販売、施工、据付、保守、修理。
3. 舞台装置の設計、製作、販売、施工、据付、保守、修理。
4. 遊戯機械の設計、製作、販売、施工、据付、保守、修理。
5. 音響及び照明装置の設計、製作、販売、施工、据付、保守、修理。
6. 駐車場の経営及び立体駐車場の設計、製作、販売、施工、据付、保守、修理。
7. ゴンドラのリース及びレンタル業。
8. 遊園地、スポーツ施設、遊戯場の経営。
9. 建造物の外壁工事。
10. ビルの管理及び清掃事業。
11. 船舶の建造修理及びその仲介斡旋。
12. 食品加工機械装置の製造修理並びに工場設備の保守管理の受託。
13. イベントの企画、立案、製作、運営。
14. 建物の維持管理、リニューアルに関するコンサルティング業務。
15. 漁礁の設計、製作、販売、施工、据付。
16. 橋梁、建設用・建築用金属製品の設計、製作、販売、施工、据付、保守、修理。
17. 一般土木建築工事。
18. 運輸運搬機械の設計及びコンサルティング。
19. 不動産の取得、管理、利用、処分及び貸借。

- 20. 電気、熱等のエネルギー効率改善を目的とした調査、技術開発及びコンサルティング業務。
- 21. 建物の給水、排水、電気、ガス、冷暖房、換気、昇降装置、消火、避難、清掃に関する設備及び建具、建材の開発、製造、販売、レンタル。
- 22. 損害保険代理店の業務。
- 23. ホテル、旅館、簡易宿泊所の経営。
- 24. 飲食店の経営。
- 25. 屋内遊技場の経営。
- 26. 寮、保養所、その他の宿泊施設の受託管理及び受託経営。
- 27. 食料品及び日用雑貨品の販売。
- 28. 前各号に附帯関連する一切の事業。

第3条（本店所在地）

当会社は本店を大阪市に置く。

第4条（機関の設置）

当会社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

第5条（公告の方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことが出来ない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は3,000万株とする。

第7条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は100株とする。

第8条（自己株式の取得）

取締役会の決議により市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

第9条（株式取扱規則）

株主の氏名等株主名簿の記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

第11条（単元未満株主の権利制限）

当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利
2. 株式割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第3章 株主総会

第12条（基準日）

当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第13条（招集の時期）

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

第14条（招集者及び議長）

株主総会は取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第15条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第16条（決議要件）

株主総会の決議は出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。但し、法令の定めによるべき場合、または本定款に別段の定めがある場合はその定めによる。

会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。但し、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条（株主総会決議事項）

会社法施行規則第118条第3号ロに定める取組みとして、当会社の株主の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者による買収が開始される前に導入する、株式又は新株予約権の無償割当てを用いた買収防衛策の決定は、株主総会の決議による。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（員 数）

当会社の取締役は9名以下とする。

第20条（選 任）

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第21条（任 期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役若干名を選定する。取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条（取締役会）

取締役会は取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

取締役会の運営其の他に關する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。

第5章 監査役及び監査役会

第24条（員 数）

当会社の監査役は、3名以上とする。

第25条（選 任）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第26条（任 期）

監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに關する定時株主総会終結の時までとする。

補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

第27条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

第28条（監査役会）

監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。

但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。

第6章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

第29条（損害賠償責任の一部免除）

当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役だった者も含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

当会社は、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。

第7章 計 算

第30条（事業年度）

当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第31条（剰余金の配当の基準日）

株主総会の決議により、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第32条（配当金の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。